

官報

(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目次

(告 示)

- 事業活動に伴う温室効果ガスの排出抑制等及び日常生活における温室効果ガスの排出抑制への寄与に係る事業者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針
(内閣府・総務・法務・外務・財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境・防衛)
- 国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示
(財務四八〇五五)
- 国債の発行等に関する省令第六条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示
(同五五〇五七)
- 個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示
(同五八〇六〇)
- 静岡空港の施設について告示した事項に変更があった件
(国土交通一四九)

七 四 三 七 一

○新千歳空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えた件
(同一五〇)

○航空保安無線施設の種類、位置等に関する告示の一部を改正する件
(同一五一)

○規制が適用される時間並びに航空交通情報の提供に関する業務を行う機関を定める件(同一五二)

○空港事務所又は空港出張所において飛行計画の通報等に関する事務を行う時間を定める告示の一部を改正する件(同一五三)

○航空情報を提供する場所を定める告示の一部を改正する件(同一五四)

○航空交通管制業務に関する告示の一部を改正する件(同一五五)

○管制圏において航空法の規定による規制が適用される時間を定める告示の一部を改正する件(同一五六)

○成田国際空港の施設について告示した事項に変更があった件(同一五七)

(公 告)

諸事項

裁判所
破産、免責、再生関係
特殊法人等
企業年金基金変更関係
地方公共団体
行旅死亡人関係
会社その他
会社決算公告

七 六 六 六

告 示

内閣府、総務省、法務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省
告示第一号

地球温暖化対策の推進に関する法律(平成十年法律第十七号)第二十一条の規定に基づき、事業活動に伴う温室効果ガスの排出抑制等及び日常生活における温室効果ガスの排出抑制への寄与に係る事業者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針(平成二十年十二月十二日外務省、財務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省、告示第三号)の全部を次のように変更したので公表する。

平成二十四年二月九日

- 内閣総理大臣 野田 佳彦
- 総務大臣 川端 達夫
- 法務大臣 小川 敏夫
- 外務大臣 玄葉光一郎
- 財務大臣 安住 淳
- 文部科学大臣 平野 博文
- 厚生労働大臣 小宮山洋子
- 農林水産大臣 鹿野 道彦
- 経済産業大臣 枝野 幸男
- 国土交通大臣 前田 武志
- 環境大臣 細野 豪志
- 防衛大臣 田中 直紀

事業活動に伴う温室効果ガスの排出抑制等及び日常生活における温室効果ガスの排出抑制への寄与に係る事業者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針(本指針は、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成十年法律第十七号)以下「法」という)第二十一条の規定に基づき、事業者が、事業の用に供する設備について、温室効果ガスの排出の抑制等のための技術の進歩その他の事業活動を取り巻く状況の変化に応じ、温室効果ガスの排出の抑制等に資するものを選択するとともに、できる限り温室効果ガスの排出の量を少なくする方法で使用するよう努めなければならないこと、また、国民が日常生活において利用する製品又は役務(以下「日常生活用品等」という)の製造、輸入若しくは販売又は提供(以下「製造等」という)を行うに当たっては、その利用に伴う温室効果ガスの排出の量がより少ないものの製造等を行うとともに、当該日常生活用品等の利用に伴う温室効果ガスの排出に関する正確かつ適切な情報の提供を行うよう努めなければならないこと等に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な事項を定めるものである。

また、本指針に係る用語については、法及び関係法令の定義に従うものとする。

第一 事業活動に伴う温室効果ガスの排出の抑制等に関する事項

一 業務部門における事業活動に伴う温室効果ガスの排出の抑制等に関する事項

(1) 温室効果ガスの排出の抑制等の適切かつ有効な実施に係る取組

事業者は、あらゆる事業活動に伴う温室効果ガスが排出されていること及び京都議定書の六パーセント削減約束の達成のために、それぞれの事業者が責任を持って地球温暖化対策に取り組み必要があることに鑑み、業務部門活動(統計法第二十八条及び附則第三条の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める件(平成二十一年総務省告示第七十五号))

に定める日本標準産業分類（以下「日本標準産業分類」という。）に掲げる大分類A―農業、林業から大分類F―電気・ガス・熱供給・水道業まで、大分類H―運輸業、郵便業及び大分類R―サービス業（他に分類されないもの）（中分類八八―廃棄物処理業に限る。）に属する事務所並びに大分類G―情報通信業から大分類T―分類不能の産業（大分類H―運輸業、郵便業及び中分類八八―廃棄物処理業を除く。）までに属する事務所その他の事業場において行われる温室効果ガスの排出を伴う事業活動をいう。以下同じ。）における事業の用に供する設備の選択及び使用方法に関し、温室効果ガスの排出の抑制等の適切かつ有効な実施を図るため、次のように取り組むよう努めること。

- ① 温室効果ガスの排出の抑制等に関する体制を整備するとともに、職員に対し、温室効果ガスの排出の抑制等を推進することの重要性について周知徹底すること。
- ② 業務部門活動における事業の用に供する設備の選択及び使用方法に係る温室効果ガスの排出の量並びに業務部門活動における事業の用に供する設備の設置、運転等の状況を適切に把握すること。
- ③ 業務部門活動における事業の用に供する設備の選択及び使用方法に関し、例えば、文献データベースを活用する等、情報を収集し、整理を行うこと。
- ④ 業務部門活動における事業の用に供する設備の選択及び使用方法について、将来的な見通し、計画性を持って適切に行うこと。
- ⑤ ④の実施状況及びその効果を把握すること。
- ⑥ ⑤も踏まえ、業務部門活動における事業の用に供する設備の選択及び使用方法について再検討し、効果的な取組を継続的に実施すること。

(2)

温室効果ガスの排出の抑制等に係る措置
事業者は、業務部門活動における事業の用に供する設備の選択及び使用方法に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のための技術の進歩その他の事業活動を取り巻く状況の変化に応じ、次の温室効果ガスの排出の抑制等に係る措置の実施に努めること。

- ① 温室効果ガスの排出の抑制等に資する設備の選択
事業者は、業務部門活動における事業の用に供する設備について、温室効果ガスの排出の抑制等に資するものを選択するよう努めること。次に示す設備ごとに、その選択については、既存設備の耐用年数を考慮に入れ、特にその新設、更新又は改修の際には、当該設備の区分に応じ、次に示す措置を講ずることが望ましい。また、地域における複数の事業者によるエネルギーの面的な利用、ESCO事業者等（エネルギーの使用の合理化に関する包括的なサービスを提供する者をいう。以下同じ。）を積極的に活用することによるエネルギー消費効率の改善についても検討することが望ましい。
- ア 熱源設備・熱搬送設備

エネルギー消費効率の高い熱源機への更新、経年変化等により効率が低下したポンプの更新、老朽化した配管・バルブ類又は継手類の更新、省エネ冷却塔への更新、ヒートポンプシステムの導入、蓄熱システムの導入、ポンプ台数制御システムの導入、ポンプの可変流量制御システムの導入、地域冷暖房システム等より熱を受ける熱交換器の導入、廃熱利用設備の導入、適正規模の設備容量の熱源機の導入、熱源機の台数制御システムの導入、ガス冷暖房システムの導入、フリークーリングの導入、大温度差送風・送水システムの導入、配管・バルブ類又は継手類・フランジ等の断熱強化、木質ボイラーの導入、ペレットストーブの導入、排出係数（燃料等）ごとに、当該燃料等の一単位当たりの使用に伴い排出される二酸化炭素の量で表した係数。以下同じ。）の小さい燃料等を使用した設備への更新その他の必要な措置

イ 空調設備・換気設備

空調対象範囲の細分化、可変風量制御方式の導入、ファンの滑車サイズの適正化、ファンへの省エネファンベルトの導入、エネルギー消費効率の高い空調機設備への更新、エネルギー消費効率の高いモーターへの更新、ヒートポンプシステムの導入、全熱交換器の導入、外気冷房システムの導入、室外機の設置の際の通風状態等の確認、空調設備のスケジューリング・断続運転制御システムの導入、負荷変動に応じた運用が可能な換気設備の構成、二酸化炭素濃度等に応じた外気量自動制御システムの導入、空冷ヒートポンプエアコン室外機への水噴霧、地球温暖化係数がより小さい冷媒を使用している省エネ型の空調設備への更新その他の必要な措置

ウ 給排水設備・給湯設備・冷凍冷蔵設備

負荷変動に応じた運用が可能な給湯設備の導入、エネルギー消費効率の高い給湯器への更新、ヒートポンプシステムの導入、潜熱回収方式の導入、省エネ型冷蔵冷凍陳列棚への更新、節水器具・自動水栓・自動洗浄装置の導入、水道直結給水方式の導入、中水道設備の導入、太陽熱利用設備の導入、排出係数が小さい燃料等を使用した設備への更新、地球温暖化係数がより小さい冷媒を使用している省エネ型の設備への更新その他の必要な措置

エ 発電専用設備・受変電設備・コージェネレーション設備

力率改善制御システムの導入、エネルギー損失の少ないコンデンサーへの更新、変圧器の統合、エネルギー損失の少ない変圧器への更新、熱需要が十分見込まれる場合のコージェネレーション設備の導入を含む適正な規模の容量の設備の導入、デマンド制御の導入、太陽光発電設備の導入、燃料電池設備の導入、風力発電設備の導入、排出係数の小さい燃料等を使用した設備への更新その他の必要な措置

オ 照明設備

高周波点灯形蛍光灯、メタルハライドランプ、LED（発光ダイオード）照明等エネルギー消費効率の高い照明器具への更新、清掃・光源の交換等の保守が容易な照明器具への更新、点灯回路等の総合的な照明効率を考慮した照明器具への更新、高効率反射板の設置、照明対象範囲の細分化、人感センサーの導入、計時装置（タイマー）の導入、初期照度補正又は調光制御のできる照明設備への更新その他の必要な措置

カ 昇降機設備

インバータ制御システムの導入、エスカレーターへの人感センサーの導入その他の必要な措置

キ 事務用機器等

エネルギー消費効率の高い複写機、電子計算機、磁気ディスク装置、テレビジョン受信機、ビデオテープレコーダー、電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気便座、ガス調理機器等への更新、空調対象範囲の限定等による空調の負荷の低減、環境負荷等を総合的に勘案した、地球温暖化係数がより小さい冷媒を使用している省エネ型の自動販売機への更新その他の必要な措置

ク 建物

ルーバー・ひさしの設置、熱線吸収ガラス、熱線反射ガラス等の高断熱ガラス、二重サッシの導入、地球温暖化係数がより小さい材料を使用した断熱材の使用等による建物の断熱強化、エアフローウィンドー等の導入、風除室の導入、自然採光を活用した設備の導入、屋上緑化の導入、壁面緑化の導入その他の必要な措置

ケ BEEMS（ビルエネルギー管理システム）

温室効果ガスの排出等の状況について、定期的かつ定量的な評価を行えるエネルギー管理の実施のための設備の導入その他の必要な措置

② 温室効果ガスの排出の抑制に資する設備の使用法

事業者は、業務部門活動における事業の用に供する設備について、できる限り温室効果ガスの排出の量を少なくする方法で使用するよう努めること。特に次に示す設備ごとに、その使用法については、早期に、当該設備の区分に応じ、次に示す措置を講ずることが望ましい。また、地域における複数の事業者によるエネルギーの面的な利用、E S C O事業者等を活用したエネルギー消費効率の改善についても検討することが望ましい。

ア 熱源設備・熱搬送設備
燃焼設備の空気比の適正化、冷温水出口温度の適正化、冷却水設定温度の適正化、熱源台数制御装置の運転発停順位の適正化、冷温水ポンプの冷温水流量の適正化、蓄熱システム等の運転スケジュールの適正化、密閉式冷却塔熱交換器のスケール除去、冷却塔充てん材の清掃、冷却水の水质の適正な管理、熱源機のロー量の適正化、熱源機の運転圧力の適正化、熱源機の停止時間の電源遮断、熱源機の効率の改善に必要な事項の計測及び記録、熱源機の定期的な保守及び点検、複数の熱源機・ポンプで構成されている場合等の総合的なエネルギー消費効率の向上、排出係数の小さい燃料等への転換その他の必要な措置

イ 空調設備・換気設備
空調設定温度・湿度の適正化、運転時のドア等の開け放しの防止、除湿・再熱制御システムの再加熱運転の停止、ウォーミングアップ時の外気取入停止、空調機設備・熱源機の起動時刻の適正化、夜間等の冷気取り入れ、使用されていない部屋の空調停止、換気運転時間の短縮等の換気運転の適正化、冷暖房の混合使用によるエネルギー損失の防止、空調・換気効率の改善に必要な事項の計測及び記録、温湿度センサー・コイル・フィルター等の清掃・自動制御装置の管理等の保守及び点検、複数の空調機設備で構成されている場合等の総合的なエネルギー消費効率の向上、配管等からの冷媒等の漏えい防止のための点検・整備その他の必要な措置

ウ 給排水設備・給湯設備・冷凍冷蔵設備
給排水ポンプの流量・圧力の適正化、給湯温度・循環水量の適正化、冬季以外の給湯供給期間の短縮、給湯の効率の改善に必要な事項の計測及び記録、設備の定期的な保守及び点検、排出係数の小さい燃料等への転換、配管等からの冷媒等の漏えい防止のための点検・整備その他の必要な措置

エ 発電専用設備・受変電設備・コージェネレーション設備
変圧が不要な時期・時間帯における変圧器の停止、コンデンサーのこまめな投入及び遮断、エネルギーの損失を低減するために必要な事項の計測及び記録、総合的な効率の改善に必要な計測及び記録、設備の定期的な保守及び点検、複数の発電設備の並列運転に際しての総合的なエネルギー消費効率の向上、コージェネレーション設備の総合的なエネルギー消費効率の向上、排出係数が小さい燃料等への転換その他の必要な措置

オ 照明設備
照度を比較的必要としない廊下等の照明の間引き点灯、照明を利用していない場所及び時間帯におけるこまめな消灯、照度の計測及び記録、照明器具の定期的な保守及び点検その他の必要な措置

カ 昇降機設備
利用の少ない時間帯における昇降機の一部停止、昇降機の定期的な保守及び点検その他の必要な措置

キ 事務用機器等
使用しない時間帯における事務用機器等の電源の遮断、利用の少ない時間帯における自動販売機の消灯、稼働状態の把握及び改善に必要な事項の計測及び記録、事務用機器等の定期的な保守及び点検その他の必要な措置

ク 建物

建築物の建築又は大規模な改修に係る設計業務を発注する場合の、設計者の持つ温室効果ガス等の排出の削減に資する技術力の適切な評価、温室効果ガス等の排出の削減に資する技術提案を積極的に採用できる環境の整備その他の必要な措置

ケ B E M S (ビルエネルギー管理システム)
系統別に、年単位・季節単位等でのエネルギー管理の実施等による過去の実績と比較したエネルギーの消費動向等の把握、空調設備・電気設備等に関する統合的な省エネルギー制御の実施、機器や設備の保守状況、劣化状況等の把握その他の必要な措置

二 廃棄物処理部門における事業活動に伴う温室効果ガスの排出の抑制等に関する事項
(1) 温室効果ガスの排出の抑制等の適切かつ有効な実施に係る取組
廃棄物の収集、運搬又は処分(再生することを含む)を業として行う者及び廃棄物を自ら処理する者並びに市町村(以下「廃棄物処理事業者等」という)は、廃棄物の処理に伴い温室効果ガスが排出されていること及び京都議定書の六パーセント削減約束の達成のためには、それぞれの廃棄物処理事業者等が責任を持って地球温暖化対策に取り組む必要があることに鑑み、廃棄物処理部門における事業活動(日本標準産業分類に掲げる中分類八八「廃棄物処理業」に属する事業場及びその他の分類に属する事業場において行われる廃棄物の処理(下水道管理者の行う下水及び発生汚泥等の処理を除く)であつて、温室効果ガスの排出を伴うものをいう。以下「廃棄物処理部門活動」という)における事業の用に供する設備の選択及び使用方法に関し、温室効果ガスの排出の抑制等の適切かつ有効な実施を図るため、次のように取り組むよう努めること。

- ① 温室効果ガスの排出の抑制等に関する体制を整備するとともに、職員に対し、温室効果ガスの排出の抑制等を推進することの重要性について周知徹底すること。
- ② 廃棄物処理部門活動における事業の用に供する設備の選択及び使用方法に係る温室効果ガスの排出の量並びに事業の用に供する設備の設置、運転等の状況を適切に把握すること。
- ③ 廃棄物処理部門活動における事業の用に供する設備の選択及び使用方法に関し、例えば、文献、データベースを活用する等、情報を収集し、整理を行うこと。
- ④ 廃棄物処理部門活動における事業の用に供する設備の選択及び使用方法について、将来的な見通し、計画性を持って適切に行うこと。
- ⑤ ④の実施状況及びその効果を把握すること。
- ⑥ ⑤も踏まえ、廃棄物処理部門活動における事業の用に供する設備の選択及び使用方法について再検討し、効果的な取組を継続的に実施すること。
- ⑦ 市町村においては、その区域内における一般廃棄物の排出抑制に関し、住民の自主的な取組を促進するとともに、分別収集の推進及び一般廃棄物の再生利用により、処理する一般廃棄物の量を減らし、その処理に伴う温室効果ガスの排出の抑制に努めること。

(2) 温室効果ガスの排出の抑制等に係る取組
廃棄物処理事業者等は、廃棄物処理部門活動における事業の用に供する設備の選択及び使用方法に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のための技術の進歩その他の廃棄物の処理を取り巻く状況の変化に応じ、一、業務部門における事業活動に伴う温室効果ガスの排出の抑制等に関する事項、(2) 温室効果ガスの排出の抑制等に係る取組に掲げる各措置のほか、次の温室効果ガスの排出の抑制等に係る取組の実施に努めること。

- ① 温室効果ガスの排出の抑制等に係る取組の選択
廃棄物処理事業者等は、廃棄物処理部門活動における事業の用に供する設備について、温室効果ガスの排出の抑制等に資するものを選択するよう努めること。次に示す設備ごとに、その選択については、設備の耐用年数を考慮に入れ、特にその新設、更新又は改修の際には当該設備の区分に応じ、次に示す措置を講ずることが望ましい。また、廃棄物処理の広域化

や廃棄物処理施設の統合による設備の効率化についても検討することが望ましい。さらに、地域における複数の事業者によるエネルギーの面的な利用、ESCO事業者等を積極的に活用することによるエネルギー消費効率の改善についても検討することが望ましい。

ア 廃棄物の収集運搬車等

中継施設の設置及び大型運搬車の導入による収集運搬の効率化、電動式塵芥収集車の導入、天然ガス自動車・ハイブリッド自動車・電気自動車等の次世代自動車の導入その他の必要な措置

イ 廃棄物焼却施設（ガス化溶融施設を含む）における設備

a 受入供給設備

i 投入扉

自動制御システムの導入、車両管制システムの導入、可変容量式油圧ポンプの導入、電動駆動化その他の必要な措置

ii クレーン

自動制御システムの導入、巻下げ電力回生制動装置の導入その他の必要な措置

iii その他の受入供給設備
 破碎設備の導入による受入廃棄物の質の安定化、脱水機の導入による汚泥の含水率低減その他の必要な措置

b 燃焼（溶融）設備

バッチ炉・準連続炉の全連続炉化、自動燃焼制御システムの導入、排ガス循環システム等の導入等による低空気比燃焼、燃焼用空気の酸素富化、水冷壁・水冷式火格子の導入、炉体の断熱強化、燃料使用量の極小化、排出係数の小さい燃料等を使用した設備への更新、下水汚泥焼却炉の燃焼温度の高温化その他の必要な措置

c 灰溶融設備

燃料式溶融炉における高効率バーナ・廃棄物利用バーナ・熱回収設備の導入、燃料使用量を極小化し、排出係数の小さい燃料等を使用した設備への更新その他の必要な措置

d 通風設備

送風機及び誘引通風機のインバータ化又は機械式による回転数制御方式の導入、高効率送風機の導入、蒸気タービン駆動方式の導入その他の必要な措置

e 排ガス処理設備

風煙道における流速の適正化、ろ過式集塵装置による通風抵抗の低減、触媒反応塔における低温触媒の採用による排ガス再加熱用熱量の低減、高効率乾式排ガス処理方式の導入、白煙防止装置の廃止その他の必要な措置

f 灰出し設備（セメント固化処理設備、スラグ・メタル等の搬出設備を含む）

灰クレーンにおける自動制御システムの導入、乾式焼却灰冷却装置の導入による灰溶融時の無乾燥化、コンベヤ搬送速度調整のインバータ制御システムの導入、混練機駆動のインバータ制御システムの導入、加熱脱塩素化装置の最適温度制御方式の導入その他の必要な措置

g 排水処理設備

ばつ気・攪拌装置及び固液分離装置における最適供給量制御システム・運転台数自動制御装置の導入、施設内排水の噴霧蒸発処理の極小化又は廃止及び下水道放流化その他の必要な措置

h 熱回収設備

i ボイラー

高温高圧ボイラーの導入、エコノマイザーの導入又は増設、機械式ハンマリング装置の導入その他の必要な措置

ii タービン・発電設備

蒸気タービン発電機の導入又は出力増加、廃棄物発熱量の年間変動に応じた蒸気タービン設計点の最適化、背圧タービンから復水タービンへの移行、抽気タービンの導入による熱のカスケード利用、再生サイクル（タービン抽気蒸気を利用した熱利用）の導入、ファンのインバータ制御システム・台数制御システム・翼の可変ピッチ制御システム等の導入による蒸気復水器の高効率化、蒸気復水器の水冷化、設備の断熱強化その他の必要な措置

iii その他の熱回収設備

電力貯蔵用電池設備の設置、逆潮流可能な系統連系の実施、低圧の蒸気発電機導入、熱交換器の導入による空気予熱・冷暖房・給湯等への余熱利用、廃棄物発電のネットワーク化、熱輸送システムの導入その他の必要な措置

ウ

廃棄物系バイオマスの利活用のための設備
 バイオディーゼル燃料化施設やメタンを高効率に回収する施設等における廃棄物系バイオマスの利活用のための設備の整備その他の必要な措置

エ 尿処理施設における設備

a 受入・貯留設備

夾・雑物破碎除去装置・貯留槽攪拌装置における液位・流量等の自動計測制御システムの導入その他の必要な措置

b 生物反応処理設備

ばつ気・攪拌装置及び固液分離装置における最適供給量制御システム・運転台数自動制御装置の導入、冷却装置における最適温度制御システム・最適流量制御システムの導入その他の必要な措置

c 高度処理設備

凝集分離装置・オゾン発生装置における最適供給量制御システム・運転台数自動制御装置の導入、砂ろ過装置・活性炭吸着装置における最適通水量制御システムの導入その他の必要な措置

d 汚泥脱水設備

脱水装置における差速制御による電力回生システムの導入、低含水率脱水装置の導入による汚泥の低含水率化その他の必要な措置

e 汚泥乾燥・焼却設備

汚泥乾燥装置における熱風量の自動制御システムの導入、自動燃焼制御システムの導入による燃焼空気比の改善、高効率バーナ等の導入による燃焼効率の向上、自動通風計測制御システム・誘引通風機・押込送風機における回転数制御システムの導入等の通風量の適正化、脱水汚泥熱風乾燥装置への廃熱利用設備の導入その他の必要な措置

f 資源化設備

堆肥化発酵槽の保温及び放熱防止、炭化装置における熱風量の自動制御システムの導入、乾留ガス燃焼空気の利用設備の導入、リン回収設備の導入、消化ガス発電システムの導入、消化ガスの空調設備・温水供給・消化タンク加温への熱源利用その他の必要な措置

g その他の尿処理施設における設備

脱臭炉の排ガス用熱交換器の導入、脱臭設備における風量制御システムの導入、生物脱臭方式の導入、休日運転休止システムの導入その他の必要な措置

オ 最終処分場における設備

ア 集排水設備・通気装置
適正な集排水管敷設・集水ピットの設置・堅型ガス抜き設備の設置等による準好気性埋立構造の導入、埋立地から発生するメタンガスの回収・処理設備の導入その他の必要な措置

イ 浸出液処理設備

ア ばつ気プロフ風量・ポンプ流量調整のインバクタ制御システムの導入、ばつ気・攪拌装置及び固液分離装置における最適供給量制御システム・運転台数自動制御装置の導入その他の必要な措置

カ アからオまでに掲げる設備以外のもの

② 温室効果ガスの排出の抑制に資する設備の使用

廃棄物処理事業者等は、廃棄物処理部門活動における事業の用に供する設備について、できる限り温室効果ガスの排出の量を少なくする方法で使用するよう努めること。特に次に示す設備ごとに、その使用方法については、早期に、当該設備の区分に応じ、次に示す措置を講ずることが望ましい。また、地域における複数の事業者によるエネルギーの面的な利用、ESCO事業者等を活用したエネルギー消費効率の改善についても検討することが望ましい。

ア 廃棄物の収集運搬車等

収集経路の最適化、バイオ燃料の利用及び運転時の緩やかな発進、急な加減速の少ない運転、アイドリングストップ等のエコドライブの推進その他の必要な措置

イ 廃棄物焼却施設(ガス化溶融施設を含む。)

投入扉用の油圧ユニットの間欠運転その他の必要な措置

ア 投入扉用の油圧ユニットの間の必要措置

イ 燃焼(溶融)設備

適正な年間運転スケジュールの作成及び運転炉数の適正化による連続運転の実施・燃焼の安定化・低負荷運転の回避、燃料使用量の極小化、排出係数の小さい燃料等への転換、施設内排水の噴霧蒸発処理の極小化又は廃止及び下水道放流化その他の必要な措置

イ 灰溶融設備

電気式溶融炉における最適電力制御、燃料使用量の極小化、排出係数の小さい燃料等への転換、廃棄物等の利用による化石燃料の削減その他の必要な措置

イ 排ガス処理設備

白煙防止装置の運用停止による蒸気の効率的利用その他の必要な措置

イ 熱回収設備

ボイラー伝熱面上のダスト堆積抑制・清掃、ストロブロー実施回数等の適正化、空気予熱器における温度制御の適正化その他の必要な措置

イ 廃棄物系バイオマスの利活用のための設備

処理対象物の均質化や搬入量の安定化等による稼働の安定化その他の必要な措置

イ 処理施設における設備

適正な年間運転スケジュールの作成による運転の効率化その他の必要な措置

イ 最終処分場における設備

調整池の堆積物や貯水量の削減による集排水管の水没防止・浸出液調整池の流量調節機能の確保、降雨量・浸出液量の照合等の浸出液処理施設の適切な運転管理、管内定期点検及びスケール除去、管内水のポンプによる導水による集排水管の閉塞防止、碎石等による保護等のガス抜き管の目詰まり防止その他の必要な措置

カ アからオまでに掲げる設備以外のもの

アからオまでに掲げる措置のうち適用可能な措置

第二

一 日常生活用製品等の製造等を行う事業者が講ずべき一般的な措置

(1) 日常生活用製品等の製造等を行う事業者が講ずべき一般的な措置
その利用に伴う温室効果ガスの排出の量がより少ない日常生活用製品等の製造等事業者は、日常生活用製品等の製造等に当たっては、エネルギー消費効率が高いもの、再生可能エネルギーを活用したもの、排出係数がより小さい燃料等を使用しているものその他のその利用に伴う温室効果ガスの排出の量ができるだけ少ないものの製造等を行うよう努めること。

また、事業者は、日常生活用製品等の製造等に当たっては、その利用に伴う温室効果ガスの排出の量が少なくなるよう、低炭素社会づくり行動計画(平成二十年七月二十九日閣議決定)に記載されたカーボン・オフセット(自らの温室効果ガスの排出量を認識し、主体的にこれを削減する努力を行うとともに、削減が困難な部分の排出量について、他の場所で実現した温室効果ガスの排出削減・吸収量等を購入すること等によりその排出量の全部又は一部を埋め合わせる活動をいう)や、エコ・アクション・ポイント(温室効果ガスの排出削減に資する製品又は役務の利用に基づき経済的価値を有する点数が消費者に付与され、その当該点数が製品等と交換できる仕組みをいう)等を活用することが望ましい。

(2) 日常生活用製品等の利用に伴う温室効果ガスの排出に関する情報の提供等
事業者は、日常生活用製品等について、当該製品等の環境性能等及びその認証等を表示する標準や、低炭素社会づくり行動計画に記載されたカーボン・フットプリント制度等の「見える化」の活用により、その利用に伴う温室効果ガスの排出の量等について、当該日常生活用製品等への貼付、陳列棚やレシートにおける表示、インターネット等を通じて情報の提供を行うよう努めること。

また、事業者は、国民による日常生活用製品等の利用に伴う温室効果ガスの排出の量がより少ない製品等の選択を支援するため、例えば、当該製品等の利用に伴う温室効果ガスの排出の量その他必要な情報を適切に提供するための責任者及び担当者指名し、相談窓口を明確化する等、その体制を整備するとともに、例えば、環境報告書、インターネット等を通じて情報の提供等を行うことが望ましい。

(3) 情報の提供に当たっての他の団体等との連携

(2)に規定する情報の提供に当たっては、必要に応じ、地方公共団体、全国センター、地域協議会、地球温暖化防止活動推進員その他の地球温暖化の現状及び地球温暖化対策に関する知識の普及並びに地球温暖化対策の推進を図るための活動の推進に意見を有する者の協力を得つつ、効果的にこれを行うよう努めること。

二 日常生活用製品等の製造等を行う事業者が講ずべき具体的な措置

事業者は、日常生活用製品等の製造等を行うに当たっては、その利用に伴う温室効果ガスの排出の量がより少ないものの製造等を行うよう努めること。次に示す日常生活用製品等ごとに、その製造等については、当該日常生活用製品等の区分に応じ、次に示す措置を講ずることが望ましい。

(1) 照明機器

高周波点灯形蛍光灯、電球形蛍光灯、LED(発光ダイオード)等の使用時のエネルギー消費量が少ない照明機器の製造等の推進

(2) 冷暖房機器等
使用時や待機時のエネルギー消費量が少ない冷暖房機器、過度に冷暖房に頼らずとも快適に過ごすことのできる衣類の製造等の推進

(3) 給湯機器
使用時や待機時のエネルギー消費量が少ない給湯器、断熱性の高い浴槽等の製造等の推進

(4) 食品の調理機器
内燃式コンロ、保温性の高い調理機器等の使用時のエネルギー消費量が少ない調理機器の製造等の推進

(5) その他の家電製品等
使用時や待機時のエネルギー消費量の少ない電気冷蔵庫、テレビジョン受信機、電気カーペット、電気便座、衣類乾燥機、食器洗浄機等の製造等の推進、スイッチ付きテーブルタップの製造等の推進

(6) 廃棄物等の発生抑制及び循環資源の循環的な利用
使い捨て製品の製造販売及び過剰包装の削減、簡易包装の推進、レジ袋の削減、容器の軽量化、製品の長寿命化、修繕等の役務の提供等による廃棄物等の発生抑制並びに使用済み商品の回収等により再使用する製品及び部品並びに循環資源の利用及び部品点数の低減等による循環的な利用を行いやすい製品設計等がされた製品の製造等及び情報の提供の推進

(7) 水の使用機器
節水型の蛇口・便座・シャワーヘッド等の節水に資する機器の製造等の推進

(8) 住宅
自然採光を活用した設備、複層ガラス等、太陽光発電設備、燃料電池設備、地球温暖化対策がより小さい材料を使用した断熱材等の導入による、使用時の室温効果ガスの排出の量が少ない住宅の製造等の推進

(9) 移動
乗用車排気ガスの排出の量の少ない自動車及びバイク燃費の利用が可能なる自動車の製造等、LPG公共乗用車を活用しやすくなる乗用の提供並びに乗用車の燃費の改善等による燃費の改善等の推進

別表第一（一般廃棄物焼却施設における一般廃棄物処理量当たりの二酸化炭素排出量の算出方法）
一 一般廃棄物焼却施設における一般廃棄物処理量当たりの二酸化炭素排出量の算出は、次の式によるものとする。
 $I = (A+B-C) / D$
この式において、I、A、B、C及びDは、それぞれ次の値を表すものとする。

- I：一般廃棄物焼却施設における一般廃棄物処理量当たりの二酸化炭素排出量（単位 一般廃棄物処理量1トン当たりのキログラムで表した二酸化炭素の量）
- A：当該施設において1年間に使用された電気及び化石燃料等のエネルギーの使用に伴って排出された二酸化炭素排出量（単位 キログラムで表した二酸化炭素の量）
- B：当該施設において1年間に廃プラスチック類等（合成繊維等を含む。以下同じ）の焼却に伴って排出された二酸化炭素排出量（単位 キログラムで表した二酸化炭素の量）
- C：当該施設において1年間に当該施設の外部へ供給した電気若しくは熱又は当該施設を敷置している廃棄物処理事業者等が再生したバイオ燃料（一般廃棄物を原材料として製造されたものに限る。以下同じ。）による二酸化炭素削減効果（バイオ燃料による二酸化炭素削減効果は、当該市町村内の一般廃棄物処理施設における一般廃棄物処理量に応じて按分した値）（単位 キログラムで表した二酸化炭素の量）
- D：当該施設における1年間の一般廃棄物処理量（単位 トン）

二 廃棄物処理事業者等において一のBの値が把握できない場合においては、Bの値に代わって次の式により算出したB'値を用いるものとする。

$$B' = E - F$$

$$E = D \times 370$$

$$F = G \times 0.8 \times 2730$$

この式において、B'、E、F及びGは、それぞれ次の値を表すものとする。

- B'：当該施設において1年間に廃プラスチック類等の焼却に伴って排出された二酸化炭素排出量の推計値（単位 キログラムで表した二酸化炭素の量）
- E：当該施設を敷置している市町村の域内において1年間に排出された廃プラスチック類等が全量焼却された場合の二酸化炭素排出量の推計値（当該市町村内の一般廃棄物焼却施設における一般廃棄物処理量に応じて按分した値）（単位 キログラムで表した二酸化炭素の量）
- F：当該施設を敷置している市町村において再生利用を目的として1年間に分別収集された廃プラスチック類等全量が焼却された場合の二酸化炭素排出量の推計値（当該施設を設置している市町村において再生利用を目的として1年間に分別収集された廃プラスチック類等の量を当該施設における一般廃棄物処理量に応じて按分した値）（単位 キログラムで表した二酸化炭素の量）
- G：当該施設を設置している市町村において再生利用を目的として1年間に分別収集された廃プラスチック類等の量（単位 トン）

別表第二（一般廃棄物焼却施設における一般廃棄物処理量当たりの二酸化炭素排出量の目安）
一 廃棄物処理事業者等が設置する一般廃棄物焼却施設における一般廃棄物処理量当たりの二酸化炭素排出量の目安は、次表第一欄に掲げる施設の種類ごとに同表の第二欄に掲げる値とする。
二 廃棄物処理事業者等が既に設置している一般廃棄物焼却施設における一般廃棄物処理量当たりの二酸化炭素排出量について、同表第二欄に掲げる値を目安として措置を講ずることが直らには困難である場合は、同表第一欄に掲げる施設の種類ごとに同表第三欄に掲げる値を目安とする。

施設の種類	一に規定する値	二に規定する値
溶融処理を行う一般廃棄物焼却施設（溶融炉として、主として燃料を用いた溶融処理を行う処理方式のものに限る。）	$y = -240 \log(x) + 920$ 以下	$y = -240 \log(x) + 1020$ 以下
溶融処理を行う一般廃棄物焼却施設（上記以外のもの）	$y = -240 \log(x) + 880$ 以下	$y = -240 \log(x) + 920$ 以下
溶融処理を行わない一般廃棄物焼却施設	$y = -240 \log(x) + 820$ 以下	$y = -240 \log(x) + 920$ 以下

備考
1 この表の第二欄及び第三欄において、x及びyはそれぞれ次の値を表すものとする。
x 一般廃棄物焼却施設の1日当たりの処理能力（単位 トン）
y 一般廃棄物焼却施設における一般廃棄物処理量当たりの二酸化炭素排出量の目安（単位 一般廃棄物処理量1トン当たりのキログラムで表した二酸化炭素の量）
2 この表の第二欄及び第三欄の算定において、一般廃棄物処理量当たりの発生量は1キログラム当たり7500キロジュールを、灰分は10パーセントを、エネルギーの使用に伴う二酸化炭素排出量は、電力量については1キロワット時当たり0.555キログラムを、重油については1リットル当たり2.71キログラムを、灯油については1リットル当たり2.49キログラムを、コークスについては1キログラム当たり3.24キログラムを、LPGについては、1キログラム当たり3.00キログラム等の係数を用いた。